

三酸化ニアンチモンに係る措置検討等の経過

リスク評価書（抜粋）H27.8.12 公表	措置検討会での意見等（第2回、第3回）	措置検討にあたっての視点等
<p>測定結果</p> <p>（略）2年間のばく露実態調査の結果、上述のとおり個人ばく露測定（8時間 TWA）値が二次評価値を超えた5事業場の8名のうち、最大値は、0.40mg/m³となった。また、2年間のデータについて、コルモゴロフ・スミルノフ検定により正規性を確認の上、区間推定上側限界値（信頼率 90%，上側 5%）を求めたところ、0.59mg/m³となった。ガイドラインにより、<u>個人ばく露最大値と区間推定上側限界値のうち、大きい方である区間推定上側限界値がばく露最大値となり、この値と二次評価値 0.1mg/m³を比較した結果、二次評価値を超えるばく露が確認された。なお、個人ばく露最大値 0.40mg/m³も二次評価値を超える水準となっている。</u></p> <p>リスクの判定及び今後の対応</p> <p>H24 年度のばく露実態調査の結果、揮発炉等の炉前作業、粉体作業を行う事業場において高いばく露が確認されたが、これは、H23 年度における 4 事業場の調査において、粉体の取扱（投入、袋詰等）及び揮発炉作業等のばく露が高かったことと同様の結果を示すものであった。このため、三酸化ニアンチモンの製造、取り扱い作業においては、リスクが高く、ばく露防止のための措置が必要と考えられる。</p> <p>（略）<u>三酸化ニアンチモンの計量、投入、袋詰め及び炉作業等において高いばく露が確認されたことから、製造・取り扱い作業全般について健康障害防止措置の検討が必要と考えられる。</u></p> <p>なお、<u>三酸化ニアンチモンを含む樹脂の射出成形作業については、上記のガイドラインに基づくばく露実態調査とは別に、H26 年度に実態調査を実施しているので、健康障害防止措置の検討に当たっては、その結果も踏まえて検討する必要がある。</u></p> <p>（参考） H21 年ばく露作業報告 360 事業場 869 作業 ばく露実態調査（H23, 24 年度） 12 事業場 個人ばく露測定数 40</p>	<p>第2回（H27.8.31）</p> <p>（1）ばく露実態調査を実施した各事業場で三酸化ニアンチモンの取扱いはあったのか。 I 事業場の一部を除き、全て三酸化ニアンチモンの取扱いがあったことを確認。</p> <p>（2）「酸化炉」、「溶融炉」、「揮発炉」と種々な言葉が出てくるので統一する。 「揮発炉」に統一。</p> <p>第3回（H27.10.7）</p> <p>【事業者団体からのヒアリング】 化成品工業協会、日本難燃剤協会、日本鋳業協会</p> <p>【委員からの意見】 「計量・投入作業」の個人ばく露測定結果について、粉状の三酸化ニアンチモンを取り扱う場合と、ペレット状のものを取り扱う場合に分けることはできるか。 ばく露実態調査の結果を、粉状、ペレット状、液状に分類。</p> <p>【事務局から】 第4回の検討会では、H26 年度にばく露実態調査を実施した三酸化ニアンチモンを含む樹脂の射出成型作業の結果も合わせて、具体的な措置内容を検討する。</p> <p>第4回（H27.11.2）</p> <p>【事業者団体からのヒアリング】 ・日本化学繊維協会</p> <p>【委員からの意見】 ・精錬工程について、「発散源・作業工程等の密閉化」が技術的に不可能ということであるが、さらに具体的な工程を精査し、どの工程で技術的に不可能であるのかを確認する。</p> <p>第5回（H27.11.30）の検討会で説明いただく。</p> <p>・三酸化ニアンチモンそのものを触媒として使用する例があるが、「コバルト及びその無機化合物」のように、「触媒として取り扱う業務」を今回の措置から外すのは、使用量等を考慮すると、範囲が広すぎるため、適当でない。</p> <p>・樹脂に含まれた三酸化ニアンチモンが切断等の工程で単離する可能性はないのか。</p> <p>・事業者団体のアンケートで「少量取扱い等リスクが低いと考えられる作業」が記載されているが、リスクが低いことを示すデータ等を確認すること。 データを事業者団体に確認中。</p> <p>・樹脂ペレットを取り扱う作業に係るばく露実態調査のA測定の結果で、一か所だけ、特に高いばく露のデータがあるが、生データを確認し、理由を確認すること。 ばく露実態調査の生データを確認し、A測定の結果を再集計した。</p>	<p>1．業務ごとのばく露実態（測定等データ）</p> <p>（1）個人ばく露最大値 （2）区間推定上側限界値</p> <p>2．作業実態</p> <p>（1）取扱形態（粉状、ペレット状）・量・工程の密閉状況 （2）作業頻度・作業時間</p> <p>3．追加調査が必要な事項等</p> <p>（1）精錬工程のうち、特に発散抑制措置等の導入が困難な工程について。 （2）三酸化ニアンチモンを含有する樹脂ペレットの製造工程で、粉体を投入する作業以外で、三酸化ニアンチモンにばく露する可能性のある作業の有無。 （3）樹脂ペレットを射出成型等の際の、三酸化ニアンチモンが単離する可能性。 （4）樹脂ペレットの粉じんが体内に取り込まれた際の状態等</p>